

水産物部卸売予定数量等の報告及び公表に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、業務規程第60条から第62条までの規定に基づき、卸売予定数量等の報告及び公表に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報告)

第2条 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）

(2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）

(3) 業務規程第47条第1項各号（第1号イを除く。）の規定により当日卸売をする物品

(4) 業務規程第50条第1項第2号及び第3号の規定により当日卸売をする物品

2 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。以下同じ。）に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）

(2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）

(3) 業務規程第47条第1項各号の規定により当日卸売をした物品

(4) 業務規程第50条第1項第2号及び第3号の規定により当日卸売をした物品

(報告対象品目)

第3条 前条第1項の卸売予定数量の報告にあたっては、当日卸売する予定の品目のうち、別表に定める品目とする。

2 前条第2項の卸売の数量及び価格の報告にあたっては、当日卸売した品目のうち、別表に定める品目とする。

(報告時刻)

第4条 卸売予定数量、卸売の数量及び価格の報告時刻は、次の各号のとおりとする。

(1) 卸売予定数量

卸売予定数量は当該品目の取引開始時刻の1時間前までに報告するものとする。ただし当分の間、午前3時30分から午前5時30分までの取引にあつては午前4時30分までに報告するものとする。

(2) 卸売の数量及び価格

卸売の数量及び価格の報告は、販売終了後、速やかに行うこととする。

(報告方法)

第5条 卸売業者は、第2条第1項の卸売予定数量の報告にあつては、別表に定める品目について、情報表示システムに入力することにより市長への報告とする。

2 卸売業者は、第2条第2項の卸売の数量及び価格の報告にあつては、販売原票を提出することにより市長への報告とする。

(卸売業者による公表)

第6条 卸売業者は、毎開場日、第2条第1項各号に掲げる物品について、主要な品目の卸売予定数量及びその主要な産地を公表しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、第2条第2項各号に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量、その主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。

(卸売業者による公表対象品目)

第7条 前条で規定する主要な品目は、別表に定める品目とする。

(卸売業者による公表時刻)

第8条 卸売業者が行う公表の時刻は、第4条の各号に定める時刻に準じるものとする。

(卸売業者による公表方法)

第9条 卸売業者は、インターネットの利用その他の適当な方法により公表しなければならない。

(市長による公表)

第10条 市長は、卸売業者から第2条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 当日卸売を予定する物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地
 - (2) 前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格
- 2 市長は、卸売業者から第2条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当日卸売された主要な物品について、売買取引の方法ごとの数量、主要な産地及び卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。この場合において、卸売価格については、高値、中値及び安値に区分してするものとする。
- 3 前2項の主要な品目については、第7条の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年9月11日から施行する。
- 2 「あんこう」「はっかく」を除く品目にあつては、平成18年9月19日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

(水産物部卸売予定数量等の報告及び公表に関する取扱要領)

別表

品目名称	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
めばち	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本まぐろ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はまち	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いわし						○	○	○	○	○		
にしん	○	○	○	○	○							
やりいか	○	○	○	○	○	○						
するめいか					○	○	○	○	○	○	○	○
真がれい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
黒がれい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗人がれい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おひょう	○	○	○	○								
めぬき			○	○	○	○						○
きんき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
時さけ					○	○	○	○				
秋さけ(雄)									○	○	○	○
秋さけ(雌)									○	○	○	○
本ます	○	○	○	○	○	○						
たら	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
南蛮えび					○	○	○	○	○	○	○	○
ぼたんえび			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ずわいがに	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
毛がに	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
たらばがに	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さば	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
むきほたて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貝ほたて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貝ほっき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
あわび	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かき	○	○	○							○	○	○
しじみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生筋子									○	○	○	○
たこ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さんま								○	○	○		
ひらめ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うに	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ほっけ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はたはた									○	○	○	○
あんこう	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はっかく	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
まぞい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貝つぶ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ぶり							○	○	○	○	○	
かすべ	○	○	○	○	○	○						○
すけそうこ	○	○	○							○	○	○
まだらこ	○	○										○
冷するめいか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
冷白さけ	○							○	○	○	○	○
冷紅さけ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
冷トラウト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
冷えび類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
冷ホタテ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
冷さんま								○	○	○	○	○
塩時さけ					○	○	○					
塩秋さけ	○								○	○	○	○
塩紅さけ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(水産物部卸売予定数量等の報告及び公表に関する取扱要領)

品目名称	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
塩さけ子	○	○				○	○	○	○	○	○	○
いくら	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩すけそう子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
製品数の子												○